

道民・道内事業者 支援ガイドブック



北海道
2026.3.25 時点版

ガイドブックの最新版はこちら



<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/120239.html>

目次

第1章 足元の物価・エネルギー高の影響緩和

1. 道民生活への支援

事業名	ページ
(1) 道民の皆様への支援	
道民生活応援ポイント給付事業	6
第5次LPガス利用者緊急支援事業	7
(2) 子育て世帯への支援	
給食原材料費等支援事業	9
(3) 低所得者世帯への支援	
高齢者等の冬の生活支援事業（地域づくり総合交付金）	11

2. 事業者への支援

事業名	ページ
(1) 中小・小規模事業者への支援	
人材確保支援事業	14
特別高圧電力利用事業者緊急支援事業	15
地域公共交通事業者・運送事業者臨時支援事業	16
(2) 医療機関・社会福祉施設等への支援	
医療機関・社会福祉施設等物価高対策支援事業（一部終了）	18
介護施設等に対するサービス継続支援事業	19
介護事業所等に対するサービス継続支援事業	20
(3) 農林水産業への支援	
配合飼料高騰対策支援事業	22
化学肥料低減定着支援事業（終了）	23
畑作安定生産支援事業（終了）	24
道産酒造好適米支援事業（終了）	25
農業水利施設電気料金支援事業（終了）	26
漁業用燃油価格対策事業（終了）	27
漁業協同組合省エネルギー化推進事業	28
種苗生産施設電気料金等支援事業（終了）	29
林業・木材産業物価高対策事業（一部終了）	30

目次

第2章 物価上昇を上回る賃上げ環境の整備

事業名	ページ
中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業	32
医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業	33
介護福祉分野の職員の賃上げ・職場環境改善等支援事業	34

第3章 融資制度等（道民の皆様向け）

名称	ページ
勤労者福祉資金	36
生活福祉資金	37
特別生活資金（冬期生活資金）	38
母子父子寡婦福祉資金貸付金	39

第4章 融資制度等（事業者の方々向け）

事業名	ページ
中小企業総合振興資金	41
小規模企業者等設備貸与制度	45
プロフェッショナル人材センター	46
副業・兼業人材活用促進補助金	47
ものづくり産業分野人材確保支援事業（専門家派遣・成功事例創出）（終了）	48
地域活性化雇用創造プロジェクト（地プロ）事業に係る特例支給	49
移住支援金対象求人就業マッチングサイト	50
漁業近代化資金	51
沿岸漁業改善資金	52
漁業振興資金	53
水産加工振興資金	54
漁業経営維持安定資金	55
林業・木材産業経営力向上特別対策事業	56
林業労働環境整備事業	57
農業近代化資金	58

第1章

足元の物価・

エネルギー高の影響緩和

1. 道民生活への支援

(1) 道民の皆様への支援

道民生活応援ポイント給付事業

受付期間：R8.7月～（予定）

物価・エネルギー高などの影響を受けている道民の皆様の負担軽減の一助となるよう、食料品等の購入に利用できるポイント等を道内の全世帯に給付します。

概要

■対象者

北海道内の全世帯 約282万世帯

■申請方法

スマートフォンのアプリによる申請 又は 郵送による申請

※アプリ申請の場合は、マイナンバーカードによる認証が必要

■申請期間

令和8年(2026年)7月から受付開始（予定）

■給付内容

アプリ申請の場合：北海道ポイント5,500円相当

（郵送申請の場合は5,000円相当）

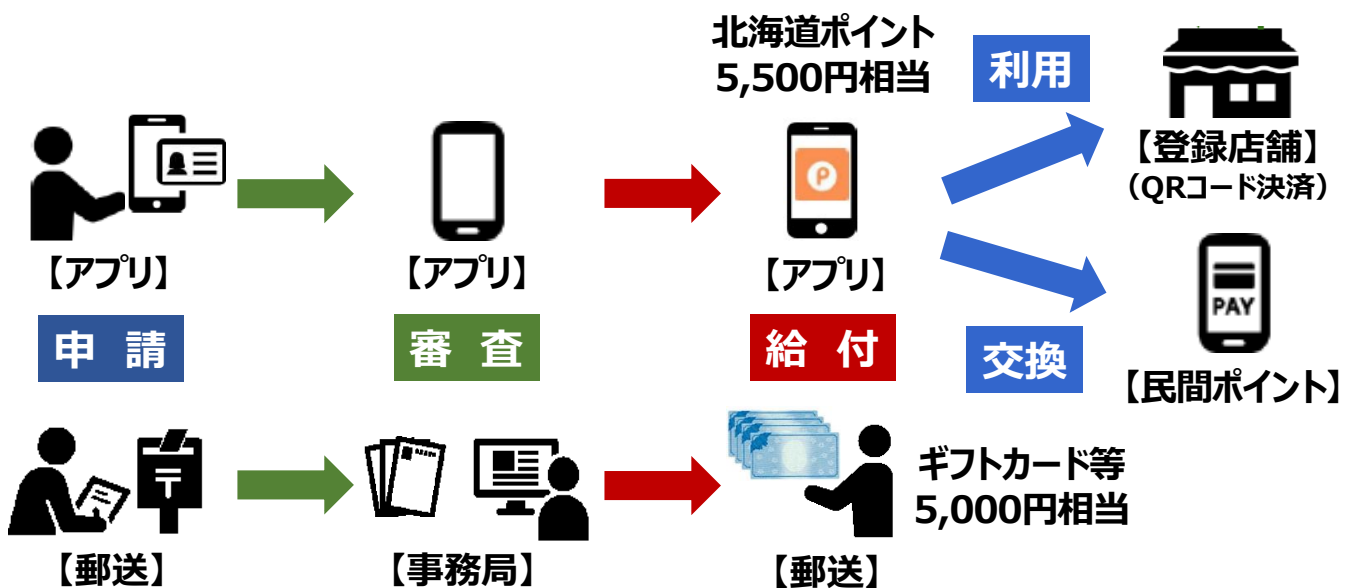
■ポイントの使用方法

道内の取扱店舗で食料品などの購入に使用できます。

※北海道ポイントは民間のポイント（電子マネー等）にも交換可能です。

なお、上記は検討中の内容であり、今後の検討状況によっては変更となる可能性があります。詳細が決まりましたら、道のWebページなどでお知らせします。

申請から給付までの流れ（イメージ）



【お問合せ先】

北海道経済部経済企画局経済企画課

TEL：011-204-5308 〈受付時間：平日 8：45～17：30〉

第5次LPガス利用者緊急支援事業

受付期間：R8.1.26～R8.4.30

LPガス料金高止まりの影響を受けているLPガス利用者の負担軽減を図るため、LPガス販売事業者を通じた利用料金の値引きを支援します。

制度概要

【対象者】

LPガス販売事業者

【対象経費・支援額】

- ・LPガス利用者に対する値引き（※令和8年2月～5月使用分のLPガス料金から値引き）
最大2,000円（税別）／契約
- ・販売事業者の値引き実施のための経費
値引き契約数300件以下：60,000円／事業者
値引き契約数301件以上：60,000円+契約ごとに20円加算／事業者（加算上限1万件）

【支援までの流れ】



【申請受付期間】

令和8年（2026年）1月26日（月）～令和8年（2026年）4月30日（木）

【お問合せ先】

北海道LPガス補助金センター

TEL：0120-576-440 〈受付時間：平日9：00～17：00〉



(2) 子育て世帯への支援

給食原材料費等支援事業

受付期間：対象者により異なる

栄養バランスや量を保った給食の実施を継続しつつ、保護者の負担軽減に向けた給食原材料費等の経費を支援します。

制度概要

【対象者】

- 道立の定時制高校、特別支援学校
- 私立の幼稚園・小学校等、特別支援学校、認定こども園（幼稚園型）
- 私立の保育所、認定こども園（幼稚園型以外）

【支援内容】

給食の利用人数や利用日数等に応じて原材料の物価高騰分の経費を支援金として給付

【対象経費】

給食の食材料費

【補助率】

10/10以内



【お問合せ先】

受付時間：平日8：45～17：30

○道立学校

北海道教育庁学校教育局健康・体育課
電話番号：011-206-6913

○私立幼稚園等

北海道総務部行政局学事課
電話番号：011-204-5064

○保育所等

最寄りの総合振興局又は振興局の子ども子育て支援係
電話番号（ダイヤルイン）

空知：0126-20-0120 石狩：011-204-5808 後志：0136-23-1935
胆振：0143-24-9845 日高：0146-22-9477 渡島：0138-47-9546
檜山：0139-52-6654 上川：0166-46-5990 留萌：0164-42-8325
宗谷：0162-33-2621 釧路：0154-43-9257 根室：0153-23-6914
十勝：0155-27-8704 オホーツク：0152-41-0696

(3) 低所得者世帯への支援

高齢者等の冬の生活支援事業（地域づくり総合交付金）

受付期間：市町村により異なる

燃料費等の冬期増嵩経費に対する支援をはじめとした、高齢者や障がいのある人等の冬の生活を支援する取組へ助成します。

助成対象事業例

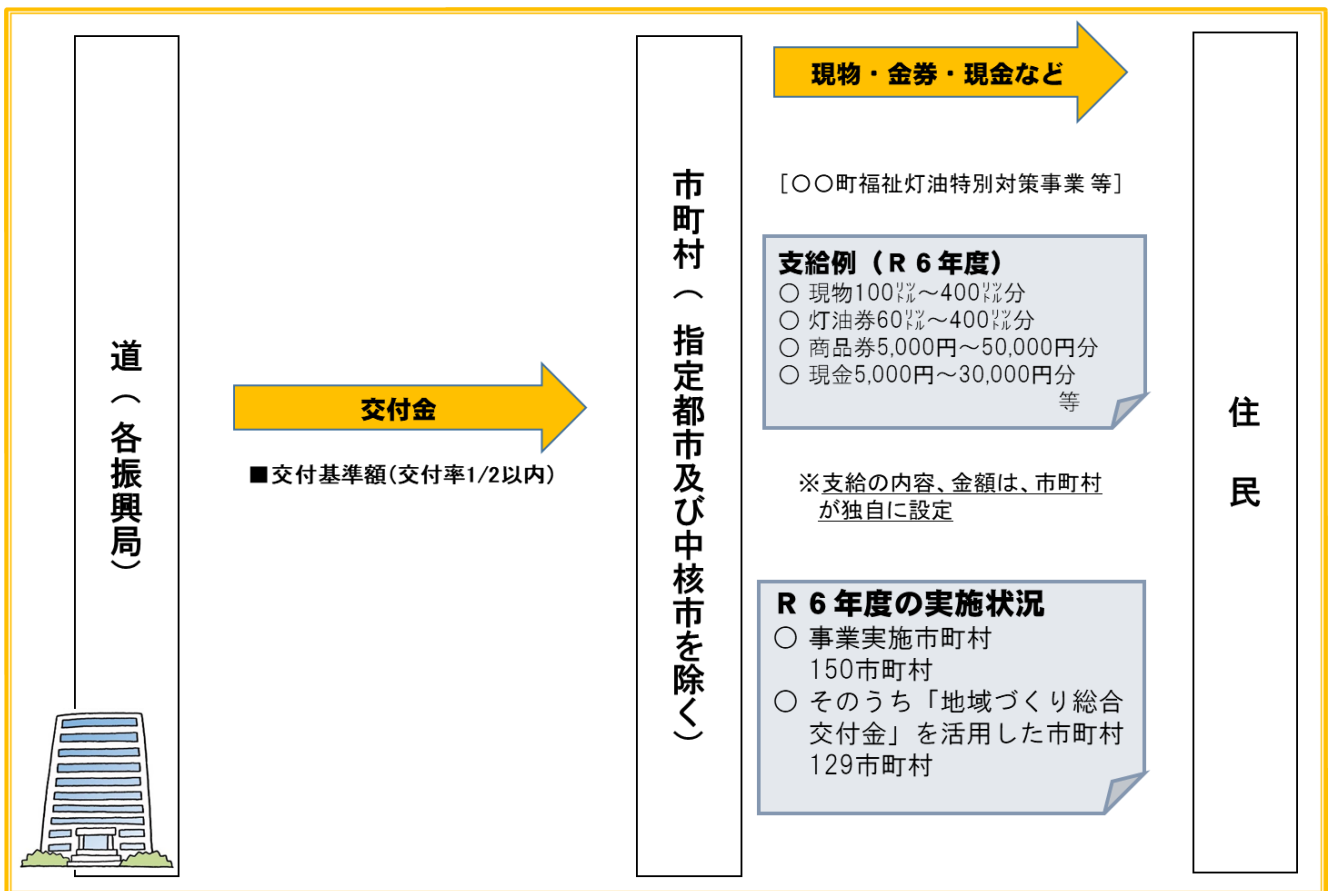
【対象要件】

高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯及びこれに準じ市町村が必要と認める世帯であって、かつ、市町村民税の非課税世帯（生活保護世帯は除く）

【対象経費】

燃料（灯油、石炭、ガス等）の購入費、暖房器具の購入費、冬用衣料等購入費など

【支援までの流れ】



【お問合せ先】

お住まいの市町村にお問い合わせください。

2. 事業者への支援

(1) 中小・小規模事業者 への支援

人材確保支援事業

受付期間：R8.4.16～R8.9.15

求職者の方が道内事業所の人手不足が深刻な職種に就職し、一定期間以上勤務した場合、就労者及び事業者の双方に奨励金等を支給します。

支給内容・対象者

就労者	募集数 500人	事業者	募集数 400社
奨励金 10万円 ・ 離職期間が1か月以上あり、道内事業所の対象職種に就労し、労働時間が週20時間以上かつ31日以上の上の在職実績がある方 + 加算金 10万円 ・ 離職期間が1年以上ある方		支援金 10万円 ・ 道内に本店若しくは主たる事務所又は事業所(道内事業所)を有する法人又は個人事業主であって、左記就労者を雇用した事業者	

※18歳未満又は新卒者の方、在留資格が技能実習の方、就労が認められていない外国籍の方は対象となりません。

※令和8年(2026年)2月20日以降に新たに募集された求人に対する就労に限りです。

※奨励金、加算金、支援金は、それぞれ1者1回限りです。(同一事業者による雇用数には制限はありません。)

※勤務日が早い順に支給を決定します。予算の範囲内で支給するため、申請が予算を超えた場合は、受付期間内であっても受付を終了します。

対象職種

第5回(令和4年)改定厚生労働省編職業分類による
「008建築・土木・測量技術者」、「024医療技術者」、「028保健医療関係助手」、
「029保育士、幼稚園教員」、「048営業の職業」、「049福祉・介護の専門的職業」、
「050施設介護の職業」、「051訪問介護の職業」、「055飲食物調理の職業」、
「059警備員」、「071製品製造・加工処理工(金属製品)」、「075機械整備・修理工」、
「083貨物自動車運転の職業」、「084バス運転の職業」、「085乗用車運転の職業」、
「090建設躯体工事の職業」、「091建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)」、
「092土木の職業」、「094電気・通信工事の職業」

※申請をお考えの業務が対象職種に該当するか否かについては、「厚生労働省編職業分類」をご確認ください。

対象期間

令和8年(2026年)4月16日～8月15日

※本期間内に雇用契約締結(※勤務初日は7月16日まで)かつ31日以上の上の在職が必要です。

申請受付期間

令和8年(2026年)4月16日～9月15日

※申請期限は勤務初日から2か月以内です。

【お問合せ先】

北海道経済部労働政策局産業人材課

TEL：011-251-3896〈受付時間：平日8:45～17:30〉



特別高圧電力利用事業者緊急支援事業

受付期間：R8.4.1～R8.6.12

電気料金高騰の影響を受けている事業者のうち、特別高圧電力を利用する中小企業等の電気料金の一部を支援します。

※特別高圧電力とは、大型商業施設や工場などの施設において受給電圧が7,000ボルト以上の電力のことをいいます。

対象事業所

道内で特別高圧電力を利用する中小企業等

(以下のいずれかを満たすこと)

- ・特別高圧電力の受電契約を締結していること
 - ・特別高圧電力を受電している施設内において電気を使用していること
- (ただし、みなし大企業を除く)

支援期間・支援金額

令和8年(2026年)1月、2月利用分：1kWhあたり2.3円

令和8年(2026年)3月利用分：1kWhあたり0.8円

※ただし、申請額合計の上限額は50万円となります。

なお、予算の範囲内での支給となるため、申請状況によっては、支給額が減額となる場合がありますことをあらかじめご了承ください。

申請受付期間

令和8年(2026年)4月1日(水)13:00～6月12日(金)18:00

※郵送申請の場合は、当日消印有効

【お問合せ先】

北海道経済部経済部地域経済局中小企業課

TEL：011-204-5331

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/243189.html>



物価高の影響を受けている交通事業者や運送事業者に対し、事業継続に向けて臨時的に支援します。

制度概要

1. 地域公共交通事業者等臨時支援事業

対象事業者	乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者、フェリー事業者
補助対象経費	<p><u>車両維持に対する支援金</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○乗合バス事業者 乗合旅客運送事業の実施に必要なバス車両の維持経費(20千円/台) ○貸切バス事業者 貸切旅客運送事業の実施に必要なバス車両の維持経費(20千円/台) ○タクシー事業者(福祉輸送事業限定含む) 乗用旅客運送事業の実施に必要なタクシー車両の維持経費(13千円/台) ○フェリー事業者 離島航路旅客定期航路事業の実施に必要な船舶・高速船の維持経費 (船舶900万円/隻、高速船300万円/隻) <p>※令和7年10月末日時点の保有車両であり、かつ、現に運行の用に供している車両が対象 ※1事業者あたりそれぞれ100台が上限</p>
補助率	定額

2. 運送事業者臨時支援事業

対象事業者	運送事業者
補助対象経費	<p><u>車両維持に対する支援金</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業用自動車(被けん引車除く) 一般貨物自動車運送事業の実施に必要な事業用自動車の維持経費(14千円/台) ○被けん引車 一般貨物自動車運送事業の実施に必要な被けん引車の維持経費(6千円/台) <p>※霊きゅう運送及び一般廃棄物運送の用途限定の車両は除く ※道内に本社を有する者に限る ※令和7年10月末日時点の保有車両であり、かつ、現に運行の用に供している車両が対象 ※1事業者あたりそれぞれ100台が上限</p>
補助率	定額

※申請期間は対象事業によって異なるため、詳細については下記のお問合せ先にご確認ください。

【お問合せ先】

北海道総合政策部交通政策局交通企画課

○地域公共交通事業者等臨時支援事業に関すること…地域交通係 (TEL: 011-204-5163)

○運送事業者臨時支援事業に関すること……………物流班 (TEL: 011-204-5796)

(2) 医療機関・社会福祉 施設等への支援

医療機関・社会福祉施設等物価高対策支援事業

受付期間：準備中（一部終了）

物価高の影響を受けている医療機関や介護・障がい福祉施設、保育所、私立学校等の負担軽減を図るため、光熱費・食材料費の高騰分に対し支援金を支給します。

事業概要

■ 支援金の額及び支援対象者

区分	対象	補助単価
光熱費	医療機関	病院 29,000円/定員
		診療所（歯科含む） 有床 36万円/施設 無床 9.2万円/施設
		薬局・施術所等 46,000円/施設
	介護・障がい福祉施設	入所・通所・居宅
	保護施設（終了）	入所・通所
	児童養護施設等（終了）	入所
	保育所等	認可・認可外等 12,000円/定員
	公衆浴場	普通浴場 46,000円/施設
	私立学校	幼小中高・特支等 1,975～25,675円/定員
食材料費	医療機関	病院、有床診療所 20,000円/定員
	介護・障がい福祉施設	入所・通所
	保護施設（終了）	入所・通所
	児童養護施設等（終了）	入所

■ 申請について

詳細が決定次第、道ホームページ等でお知らせします。

【お問合せ先】

北海道保健福祉部

医療推進局医務薬務課（医療機関）	TEL：011-204-5989
健康安全局地域保健課（医療機関のうち歯科分）	TEL：011-204-5767
食品衛生課（公衆浴場）	TEL：011-204-5260
福祉局地域福祉課（保護施設）	TEL：011-204-5280（終了）
高齢者保健福祉課（介護施設）	TEL：011-204-5935
障がい者保健福祉課（障がい福祉施設）	TEL：011-204-5075
子ども政策局子ども政策企画課（保育所等）	TEL：011-206-6442
子ども家庭支援課（児童養護施設等）	TEL：011-206-8297（終了）
（障がい児施設）	TEL：011-206-8269
総務部学事課（私立学校等）	TEL：011-204-5064

介護施設等に対するサービス継続支援事業

受付期間：準備中

介護施設等が必要な食事提供サービスを継続するため、食材料費等を支援します。

制度概要

■ 補助金の対象者等

	施設等の種別	基準単価（上限） （1定員当たり）
1	介護老人福祉施設	18 千円/定員
2	介護老人保健施設	18 千円/定員
3	介護医療院	18 千円/定員
4	地域密着型介護老人福祉施設	18 千円/定員
5	短期入所生活介護事業所	18 千円/定員
6	養護老人ホーム	18 千円/定員
7	軽費老人ホーム	18 千円/定員
対象事業所・施設	介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品等の購入費用を支出した施設等	
対象経費	食材料費等	
助成額	・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。 なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1施設当たり1回まで助成することができる。	

※詳細が決定次第、道ホームページ等でお知らせします。

【お問合せ先】

北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課 TEL：011-206-6974

介護事業所等に対するサービス継続支援事業

受付期間：準備中

介護事業所等が必要なサービスを継続するため、設備・備品等の購入を支援します。

制度概要

■補助金の対象者等

	事業所・施設等の種別	基準単価（上限） （1事業所又は1定員当たり）
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型
2		1月あたり延べ訪問回数 200回以下
3		1月あたり延べ訪問回数 201回以上 2,000回以下
4		1月あたり延べ訪問回数 2,001回以上
5	訪問入浴介護事業所	200千円/事業所
6	訪問看護事業所	200千円/事業所
7	訪問リハビリテーション事業所	200千円/事業所
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数 300人以下
9		1月あたり延べ利用者数 301人以上 600人以下
10		1月あたり延べ利用者数 601人以上
11	通所リハビリテーション事業所	200千円/事業所
12	特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホーム除く）	200千円/事業所
13	福祉用具貸与事業所	200千円/事業所
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	200千円/事業所
15	夜間対応型訪問介護事業所	200千円/事業所
16	地域密着型通所介護事業所	200千円/事業所
17	認知症対応型通所介護事業所	200千円/事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所	200千円/事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所	200千円/事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホーム除く）	200千円/事業所
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所	200千円/事業所
22	居宅介護支援事業所	200千円/事業所
23	介護老人福祉施設	6千円/定員
24	介護老人保健施設	6千円/定員
25	介護医療院	6千円/定員
26	地域密着型介護老人福祉施設	6千円/定員
27	短期入所生活介護事業所	6千円/定員
28	養護老人ホーム	6千円/定員
29	軽費老人ホーム	6千円/定員

	(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応	(2) 災害備蓄等への対応
対象事業所・施設	気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に費用を支出した事業所・施設等	災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために費用を支出した事業所・施設等
対象経費の例	<p>【訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所】</p> <p>ア. 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費</p> <p>イ. ネットクーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、防寒（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費</p> <p>【入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所 及び短期入所系サービス事業所】</p> <p>ウ. 光熱水費、燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費</p> <p>エ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費</p>	<p>【入所施設、訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所】</p> <p>ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費</p> <p>イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費</p> <p>ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費</p> <p>エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費</p> <p>オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費</p>
助成額	<p>・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>・基準単価を超えない範囲で、1事業所・施設に（1）と（2）の両方を助成することができる。</p> <p>・1事業所・施設当たり1回まで助成することができる。</p>	

※詳細が決定次第、道ホームページ等でお知らせします。

【お問合せ先】

北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課 TEL：011-206-6974

(3) 農林水産業への支援

配合飼料高騰対策支援事業

受付期間：—

配合飼料価格の高止まりの影響を受けている酪農・畜産農家の負担軽減を図るため、配合飼料価格安定制度の生産者積立金を支援します。

対象者

配合飼料価格安定制度に加入している道内畜産農家等

支援内容・支援単価

○支援内容

令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）の契約数量に係る生産者積立金の全額を支援します。

○支援単価

1トン当たり800円

○支援金交付の流れ

事業実施主体からJA等を通じて、交付されます。



支援の要件

配合飼料を運送するドライバーの負担軽減や、効率的な輸送につながる取組を、[次の9つの中から1つ以上実施し、取組確認書を事業実施主体等に提出することが要件](#)となります。

- ① 配合飼料タンクのフタを地上で開閉できる装置を活用する（☆）
- ② 配合飼料タンクのハシゴに、墜落防止用の背かごなどの装置を設置する（☆）
- ③ 配合飼料タンクの安全点検を実施する（★）
- ④ 配合飼料タンクの昇降の支障になる障害物の有無と、地面の状態を点検する（★）
- ⑤ 配合飼料タンク周辺や作業動線に照明を設置する（☆）
- ⑥ 配合飼料タンク残量を検知するセンサー等を活用する（☆）
- ⑦ 配合飼料タンクの増設や大型化により貯蔵量を増やす（☆）
- ⑧ 配合飼料タンクの残量を把握し、計画的に発注する（☆）
- ⑨ 配合飼料の配送時間を柔軟に受け入れる（☆）

☆…既に対応できている場合は、その状態を適切に維持・継続することで取組を実施したとみなします。

★…点検の結果、改善点がある場合は適切に対処するものとし、適切な状態であった場合は、その状態を維持することで取組を実施したとみなします。

事業実施主体

道内の配合飼料価格安定制度の加入者を取りまとめる団体等
（ホクレン、（一社）北海道配合飼料価格安定基金協会、専門農協系団体等）

【お問合せ先】

北海道農政部生産振興局畜産振興課

TEL：011-204-5440 〈受付時間：平日 8：45～17：30〉

化学肥料低減定着支援事業

受付期間：終了

化学肥料価格の高止まりの影響を受けている農業者が実施する化学肥料低減の取組を支援します。

制度概要

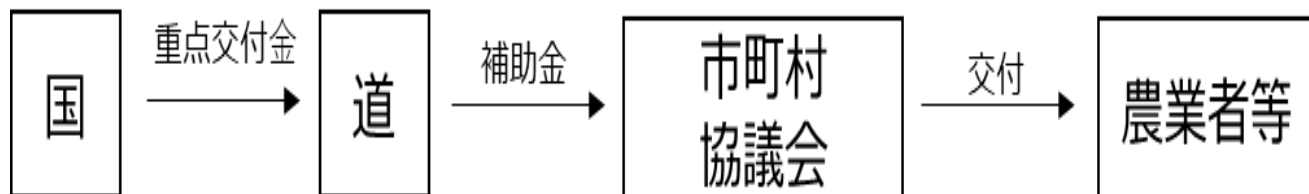
【対象要件】

道内で農業を営む個人又は法人、
農業者が出資主体のコントラクター組織・作業受委託会社 等

【対象経費】

- (1) 土壌診断費用
- (2) 土壌分析機器等の導入費用
- (3) 堆肥等の購入支援費用
- (4) 堆肥等の運送及び散布支援費用
- (5) 堆肥等の散布機械の導入費用
- (6) 緑肥種子の購入費用

【支援までの流れ】



【申請受付期間】

令和8年2月13日 ～ 令和8年3月6日

【お問合せ先】

市町村を管轄する振興局産業振興部農務課にお問合せください。

畑作安定生産支援事業

受付期間：終了

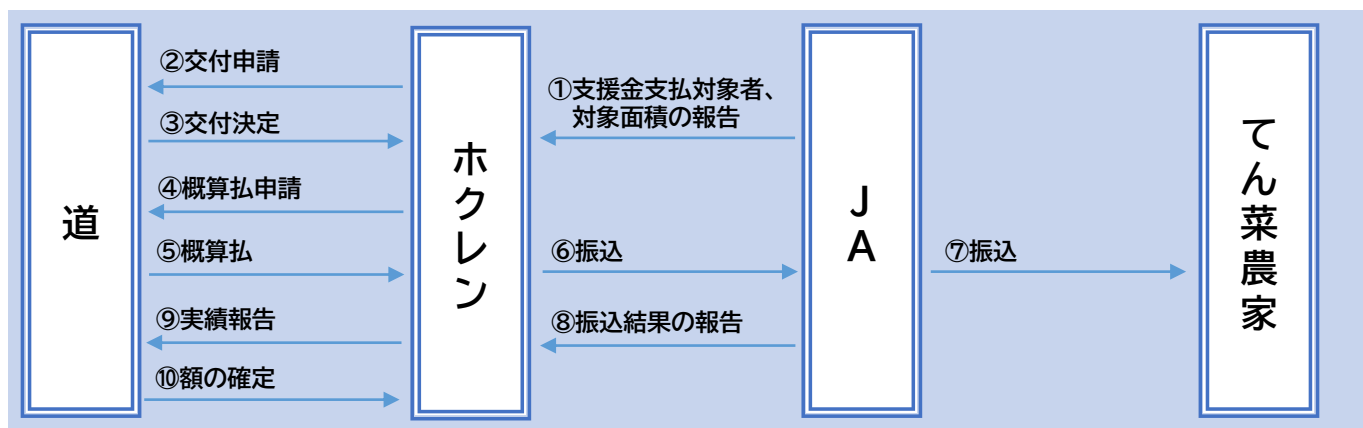
適切な輪作体系を推進するため、農薬価格の高止まりの影響を受けている畑作農家に対し、てん菜の作付面積に応じて、農薬費増加分の一部を支援します。

制度概要

【支援対象者、支援額など】

項目	内容
事業実施主体	ホクレン農業協同組合連合会
支援金支払対象者	R7にてん菜を作付した農業を営む個人・法人 (学校及び試験研究機関は対象外)
支援額	1,300円/10a × てん菜のR7作付面積
対象要件	・R7にてん菜を作付していること
支払方法	JAグループのてん菜共同計算の仕組みを活用

【事務の主な流れ】



- ※ ①⑧の報告について、様式及び留意事項はホクレンから別途示される予定。なお、個人単位の明細はJAで保管し、求めに応じて提出できるようにすること。
- ※ ⑥⑦について、手数料等の控除はできません。

【スケジュール】

	道	ホクレン・JA等
3月上旬	要綱等の施行	
3月中旬		交付申請
3月下旬	交付決定	
5月中旬	道⇒ホクレンへ概算払	てん菜農家に支払
6月末		事業完了

【お問合せ先】

北海道農政部生産振興局農産振興課
TEL：011-206-9080

道産酒造好適米支援事業

受付期間：R7年度実施分終了

北海道内で主たる事業者を有する日本酒製造業者が令和7年産酒造好適米の購入に要する経費の一部について支援します。

支援対象者

北海道内で主たる事業所を有する日本酒製造業者（以下の要件を満たすこと）

- ・道産酒造好適米3品種（吟風、彗星、きたしずく）のいずれかを使用して日本酒を製造していること
- ・北海道酒造組合※に加盟していること

※酒税法（昭和28年法律第6号）の規定により、酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許を受けている者で構成される酒類業組合

対象期間

【対象期間】

令和7年(2025年)9月1日～令和8年(2026年)3月5日

※対象期間内に納品され、購入代金の支払いが行われていること

支援内容

【対象品種】

道産酒造好適米3品種（吟風、彗星、きたしずく）

【補助金額】

令和6年産道産酒造好適米の購入価格からの価格上昇分に、令和7年産道産酒造好適米の購入数量(俵数)を乗じた額の2分の1以内

※補助上限額の設定はありませんが、補助額の合計が予算額を上回る場合は、予算の範囲内で一律に調整を行うことがあります。

【お問合せ先】

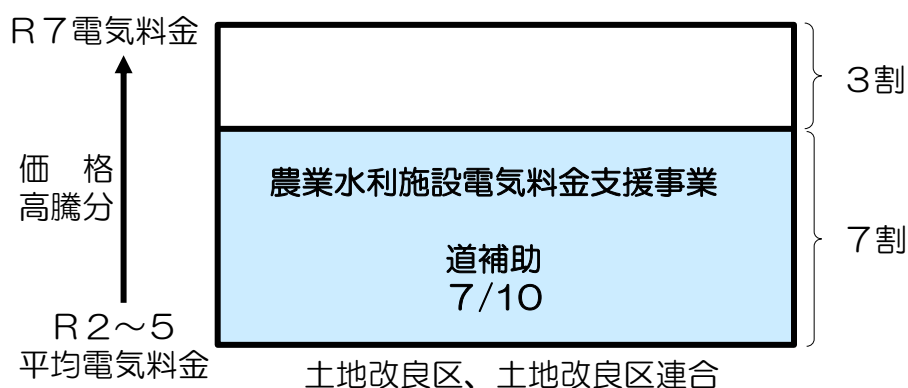
北海道農政部生産振興局農産振興課
TEL：011-204-5435

電気料金高止まりの影響を受けている土地改良区等における農業水利施設の維持管理費に対して支援します。

制度概要

概 要	農業水利施設における電気料金高騰分を補助
補助対象者	土地改良区、土地改良区連合
対象期間	令和7年5～8月分（農業用水使用期間）
補助率	7/10以内（令和2～5年の平均価格との差額） ※財源は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用

【支援イメージ】



【お問合せ先】

北海道農政部農村振興局農業施設管理課
TEL：011-204-5966

漁業用燃油価格対策事業

受付期間：終了

燃油価格等高騰の影響を受けている漁業者に対して支援します。

制度概要

区 分	内 容
概 要	○国の漁業経営セーフティーネット構築事業における漁業者等の積立金相当額を支援（補助）
実 施 主 体	○道漁連、機船漁業協同組合等
補 助 対 象 者	○セーフティーネット加入漁業者等
補 助 率 等	○補助率：10分の10以内 ○補助対象金額：R7積立金相当額

【お問合せ先】

北海道水産林務部水産局水産経営課

TEL：011-204-5461 〈受付時間：平日 8：45～17：30〉

漁業協同組合省エネルギー化推進事業

受付期間：R9.2月中旬まで

燃油等高騰に対する負担軽減のため、漁業協同組合に対して、省エネルギー化設備の導入に対して支援します。

制度概要

対象者	漁業協同組合等	
補助対象	省エネルギー化設備等	
採択要件	燃料・電気使用量の削減	
	エンジン（▲5%以上）	その他機器（▲10%以上）
	<ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフト ・船外機 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・照明設備 ・急速冷凍機 等 
補助率	1 / 2以内（上限：2,000千円）	

【お問合せ先】

最寄りの総合振興局又は振興局の水産課（受付時間：平日 8：45～17：30）

電話番号（ダイヤルイン）

石狩：011-204-5841 後志：0136-23-1391 胆振：0143-24-9809

日高：0146-22-9321 渡島：0138-47-9481 檜山：0139-52-6551

留萌：0164-42-8469 宗谷：0162-33-2532 釧路：0154-43-9211

根室：0153-24-5691 十勝：0155-27-8609 オホーツク：0152-41-0654

種苗生産施設電気料金等支援事業

受付期間：終了

電気料金高騰の影響を受けている事業者のうち、水産種苗生産事業を実施する団体に対して、電気料金の一部を支援します。

制度概要

対象者	<p>1. さけ・ます増殖事業を実施する事業者 本道におけるさけ・ます増殖を目的とする一般社団法人</p> <p>2. さけ・ます増殖事業以外を実施する事業者 (1) 公益社団法人北海道栽培漁業振興公社 (2) 北海道内に所在する水産資源の増大を目的とした陸上の種苗生産施設において、種苗生産事業（中間育成を含む）を行う漁業者団体（令和7年度の種苗生産事業（中間育成を含む）に係る経費を漁業者が負担するもの）</p>	
補助対象	1の対象者	2の対象者
	<p>・令和7年度に支出する電気料金及び増殖事業の委託や施設賃貸借契約等により負担する電気料金について、令和6年度の単価と比較して、価格上昇により掛かり増しとなる経費</p>	<p>・水産種苗生産事業（中間育成を含む）において、令和7年度に支出する電気料金について、令和6年度の単価と比較して、価格上昇により掛かり増しとなる経費</p>
補助率	10/10以内	

【お問合せ先】 〈 受付時間：平日 8：45～17：30 〉

1の対象者

北海道水産林務部水産局漁業管理課
TEL：011-204-5480

2(1)の対象者

北海道水産林務部森林海洋環境局成長産業課
TEL：011-204-5468

2(2)の対象者

最寄りの総合振興局又は振興局の水産課

石狩：011-204-5841 後志：0136-23-1391 胆振：0143-24-9809

日高：0146-22-9321 渡島：0138-47-9481 檜山：0139-52-6551

留萌：0164-42-8469 宗谷：0162-33-2532 釧路：0154-43-9211

根室：0153-24-5691 十勝：0155-27-8609 オホーツク：0152-41-0654

林業・木材産業物価高対策事業

受付期間：1の事業はR8.4月上旬まで、2の事業は終了

物価高の影響を受ける林業・木材産業事業者の負担軽減を図るため、省エネ化・省力化機械の導入に必要な経費を支援します。

事業内容

1 林業・木材産業における省エネ化・省力化

	省エネ化機械	省力化機械
補助対象	<p>既に所有している設備と比較して燃油消費量が10%以上低減されること <主なもの></p> <p>苗畑機械 林業機械 木材加工機械 トラクタ フォワーダ ログローダー</p> 	<p>省力化に資する機械導入により、賃金が現状と比較して2%以上上昇されること <主なもの></p> <p>木材加工機械 フォークリフト</p> 
対象者	種苗生産事業者、素材生産事業者、製材事業者等	製材事業者等
補助率	1/2以内	1/2以内

2 スマート林業機器導入による省力化

	スマート林業機器
補助対象	<p>省力化に資する機械導入により、賃金が現状と比較して2%以上上昇されること <主なもの></p> <p>マルチャー 自走式下草刈機械</p> 
対象者	登録林業事業体、素材生産事業者、製材事業者等
補助率	1/2以内

【お問合せ先】

最寄りの総合振興局又は振興局の林務課林産担当 < 受付時間：平日 8：45～17：30 >

電話番号（ダイヤルイン）

空知：0126-20-0070 石狩：011-797-0158 後志：0136-23-1387

胆振：0143-24-9808 日高：0146-22-9313 渡島：0138-47-9471

檜山：0139-52-6541 上川：0166-46-5953 留萌：0164-42-8117

宗谷：0162-33-2934 釧路：0154-43-9208 根室：0153-24-6845

十勝：0155-26-9054 オホーツク：0152-41-0648

第2章

物価上昇を上回る 賃上げ環境の整備

中小・小規模企業賃上げ環境整備等支援事業

受付期間：R8.4月中旬～R8.6月下旬（予定）

エネルギー価格高騰等の影響を受ける中小・小規模企業の生産性向上等を図り、持続的な賃上げに踏み出せる環境を整備するため、経営改善に資する経費を支援します。

制度概要

その他、加点要素、補助対象経費などの制度の詳細については検討中です。

補助対象

対象事業者	中小・小規模企業者等	
申請区分	通常枠	促進枠
補助率	1/2以内	3/4以内
補助上限額	200万円	300万円
賃上げ要件※1	率を問わない	4%以上
加点要素	パートナーシップ構築宣言の登録・公表企業※2 など	
対象経費	新事業展開、新商品・サービス開発、設備投資（デジタル技術の導入を含む）、人材育成・確保・定着、販路拡大など、賃上げ環境の整備に要する経費 (例) 機械装置・システム導入費、クラウド使用料、広報費、展示会出展費、開発費、専門家謝金、委託費、外注費、研修費 など	

※1 2025（令和7年）年12月時点と比較し、事業終了時点までに賃上げを実施。

※2 パートナーシップ構築宣言ポータルサイト（<https://www.biz-partnership.jp/>）への登録で加算される。公表までに時間を要しますので、早めにご登録ください。

雇用している従業員の賃上げが必要です

※現在従業員がいなくても、新たに雇用した場合は申請が可能です。

事業スケジュール（予定）

募集期間：4月中旬頃～6月下旬頃

採択決定：8月頃

詳細はホームページをご覧ください。

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課

TEL:011-204-5331

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/249117.html>



医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援事業

受付期間：準備中

医療機関や薬局における従事者の処遇改善を支援するとともに、診療に必要な経費に係る物価上昇の影響に対して支援金を支給します。

制度概要

【①賃上げ支援】

対象となる医療機関等	保険医療機関コードが発行され、令和7年4月、診療報酬請求の実績がある有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、薬局及び訪問看護ステーションのうち、以下のいずれかに該当する施設 ①令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている施設 ②薬局は令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設 ③医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のための診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が施設のうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設	
給付金の支給額 （上限額）	有床診療所(医科・歯科)	使用許可病床数×72,000円 ※2床以下の場合は150,000円/施設
	無床診療所(医科・歯科)	150,000円/施設
	訪問看護ステーション	228,000円/施設
	保険薬局	70,000～145,000円/施設 ※同一グループ内の店舗数による
申請時期・方法	調整中	

【②物価上昇支援】

対象となる医療機関等	保険医療機関コードが発行され、令和7年4月、診療報酬請求の実績がある有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、薬局	
給付金の支給額	有床診療所(医科・歯科)	使用許可病床数×13,000円 ※13床以下の場合は170,000円/施設
	無床診療所(医科・歯科)	170,000円/施設
	保険薬局	50,000～85,000円/施設 ※同一グループ内の店舗数による
申請時期・方法	調整中	

【お問合せ先】※調整中

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課

TEL：011-204-5989 〈受付時間：平日 8：45～17：30〉



介護福祉分野の職員の賃上げ・職場環境改善等支援事業

受付期間：準備中

介護・障害福祉分野の人材確保・定着を図るため職員の幅広い賃上げ・職場環境改善のために必要な経費に対して支援します。

制度概要

区 分		内 容
対象となる介護事業所等		処遇改善加算取得(準ずる)介護・障害福祉サービス事業所等
対象となる期間		令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給
交付金支給額	介護分	基準月(原則令和7年12月)の介護総報酬額 × 交付率(サービス類型別・補助要件別)
	障害分	基準月(原則令和7年12月)の障害福祉サービス等総報酬額 × 交付率(サービス類型別・補助要件別)
申請時期・方法	介護分	調整中 (詳細が決定次第、道ホームページでお知らせします。)
	障害分	調整中 (詳細が決定次第、道ホームページでお知らせします。)

【お問合せ先】※調整中

北海道保健福祉部福祉局

介護分：高齢者保健福祉課 (TEL 011-204-5272)

障害分：障がい者保健福祉課 (TEL 011-204-5075)

<受付時間：平日8：45～17：30>

**第3章
融資制度等
(道民の皆様向け)**

勤労者福祉資金

受付期間：通年実施

中小企業等の従業員や季節労働者等の生活に必要な資金を低利で融資します。

制度概要

制 度 名	勤労者福祉資金融資制度			
融 資 対 象 者	中小企業等で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業に勤務する方 医療法人等の法人に勤務する方 	<ul style="list-style-type: none"> 非正規労働者の方（有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など） 	<ul style="list-style-type: none"> 2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方（雇用保険特例受給資格者） 前年の総所得が600万円以下（所得控除後の金額）の方 前年の総収入が150万円以上の方 	<ul style="list-style-type: none"> 企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で求職者登録している方
融 資 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> 育児、介護休業中の方も含まます 前年の総所得が600万円以下（所得控除後の金額）の方（ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が150万円以上の方） 			
資 金 使 途	医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む）、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む）、冠婚葬祭、一般生活費
融 資 金 額	120万円以内			100万円以内
融 資 期 間	8年以内 <ul style="list-style-type: none"> 育児、介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、措置期間分延長可 		8年以内	5年以内 <ul style="list-style-type: none"> 6か月以内元金据置可、措置期間分延長可
融 資 利 率	年2.0%		年0.8%	
償 還 方 法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信 用 保 証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要		
保 証 料 率	年0.50% <ul style="list-style-type: none"> 北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合（育児、介護休業者の場合は2026年3月末申込受付分まで免除） 		年0.00% （2026年3月末申込受付分まで）	

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課

TEL：011-204-5346 〈受付時間：平日 8：45～17：30〉



低所得者、障がい者、高齢者世帯に対し、経済的自立と生活の安定を目的に貸付します。

制度概要

【対象世帯】

・低所得世帯

（資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯）

・障がい者世帯

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方の属する世帯
- ② 障害者総合支援法によるサービスを利用している方の属する世帯

・高齢者世帯（65歳以上の高齢者の属する世帯）

【貸付金の種類】

・総合支援資金

失業や収入の減少により、世帯の生活の維持が困難になったなど、生活の立て直しのための貸付資金

・福祉資金

（福祉費）

住宅の改修や障がい者世帯の自動車の購入、療養・葬儀・引っ越しの経費など、日常生活を送る上で一時的に必要な経費のための貸付資金

（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となる場合の貸付資金

・教育支援資金

高校、大学、短大、専門学校への就学に際し、入学金・制服等の入学に際し必要な経費と授業料や通学定期代などの就学経費のための貸付資金

・不動産担保型生活資金

（不動産担保型生活資金）

高齢者世帯に対し、今お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費の貸付資金

（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

生活保護を要する高齢者世帯に対し、今お住まいの居住用不動産を担保とし、将来にわたり住居に住み続けるための生活費の貸付資金

【貸付条件等】

※ 詳しくは、お住まいの市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

【お問合せ先】

お住まいの市区町村社会福祉協議会にお問い合わせください。



特別生活資金（冬期生活資金）

受付期間（R7年度実施分）：R7.10.1～R8.3.31

高齢者、障がい者、母子世帯などに対し、冬期の生活に必要な灯油などの購入資金を貸付します。

制度概要

融 資 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者世帯 <ul style="list-style-type: none"> ① 老齢福祉年金を受給している70歳以上（障がい者は65歳以上）の方が属しており、次のア～エのいずれかに該当する世帯 <ul style="list-style-type: none"> ア 単身 イ 18歳未満の児童とのみで構成する世帯 ウ 60歳以上の方とのみで構成する世帯 エ 60歳以上の方及び18歳未満の児童とのみで構成する世帯 ② 老齢福祉年金は受給していないが、上記ア～エに掲げる世帯であって、本人、配偶者及び扶養義務者の前年分の所得が基準額以下の世帯 ・ 障がい者世帯 <ul style="list-style-type: none"> ① 障害基礎年金を受給している方が次のア又はイに該当する世帯であり、かつ配偶者・扶養義務者の所得が基準額以下の世帯 <ul style="list-style-type: none"> ア 単身 イ 夫婦のどちらかが障がい者の世帯 ② 障害基礎年金は受給していないが、世帯主又は配偶者が2級以上の障がいがある世帯であって、本人、配偶者及び扶養義務者の前年分の所得が基準額以下の世帯 ③ 特別児童扶養手当を受給している者が属している世帯 ④ 特別児童扶養手当を受給していないが、2級以上の障がいがある児童を監護し、養育する世帯であって、本人、配偶者及び扶養義務者の前年分の所得が基準額以下の世帯 ・ 特定疾患患者世帯 <p>特定疾患患者として医療受給証又は患者認定書の交付を受けている方が次のア～ウのいずれかに該当する世帯であって、本人、配偶者及び扶養義務者の前年分の所得が基準額以下の世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 単身 イ 夫婦のどちらかが患者の世帯 ウ 20歳未満の児童が患者の世帯 ・ 母子世帯及び単身寡婦世帯
資 金 使 途	冬期の生活に必要な灯油などの購入資金等
融 資 限 度 額	一世帯あたり5万円
融 資 期 間	貸付日の属する月の翌月1日から12か月以内
融 資 利 率	無利子
融 資 機 関	お住まいの市区町村社会福祉協議会、北海道母子寡婦福祉連合会

【お問合せ先】

お住まいの市区町村社会福祉協議会 又は
北海道母子寡婦福祉連合会（TEL：011-261-0447）にお問い合わせください。



母子父子寡婦福祉資金貸付金

受付期間：通年実施

母子父子寡婦家庭の経済的自立及び児童福祉の増進を目的とした資金を貸付します。

制度概要

【対象】

- ・ひとり親家庭（母子家庭、父子家庭）
- ・父母のいない児童またはこれに準ずる児童
- ・寡婦の属する世帯
- ・母子、父子福祉団体

【貸付金の種類】

- ・事業開始資金（事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金）
- ・事業継続資金（事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金）
- ・修学資金（就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金）
- ・技能習得資金（自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な資金）
- ・修業資金（事業開始または就職するために必要な知識技能を習得するため必要な資金）
- ・就職支度資金（就職するために直接必要な被服や通勤用自動車等を購入する資金）
- ・医療介護資金（医療又は介護（1年以内に限る）を受けるために必要な資金）
- ・生活資金（生活が安定するまでの間に必要な資金）
- ・住宅資金（住宅を建設、購入、補修、保全、改築、増築するために必要な資金）
- ・転宅資金（住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金）
- ・就学支度資金（就学、修業するために直接必要な被服等を購入する資金）
- ・結婚資金（婚姻に際し必要な挙式披露等のための経費、家具什器等の購入資金）

【貸付条件等】

※ 詳しくは、各総合振興局（振興局）社会福祉課までご相談ください。

※ 札幌市、旭川市及び函館市にお住まいの方は、それぞれの市町村にお問い合わせ願います。

【お問合せ先】

最寄りの総合振興局又は振興局の子ども子育て支援係〈受付時間：平日 8：45～17：30〉

電話番号（ダイヤルイン）

空知：0126-20-0120	石狩：0111-204-5808	後志：0136-23-1935
胆振：0143-24-9845	日高：0146-22-9477	渡島：0138-47-9546
檜山：0139-52-6654	上川：0166-46-5990	留萌：0164-42-8325
宗谷：0162-33-2621	釧路：0154-43-9257	根室：0153-23-6914
十勝：0155-27-8704	オホーツク：0152-41-0696	



第4章

融資制度等

(事業者の方々向け)

原材料の価格高騰など経営環境の変化により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次の融資制度をご用意しました。

- 経営環境変化対応貸付【認定企業】
- 業績向上応援貸付
- 経営環境変化対応貸付
- 経営環境変化対応貸付【原料等高騰】

1. 経営環境変化対応貸付【認定企業】

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】
融 資 対 象 者	(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）
融 資 金 額	2億円以内
融 資 期 間	10年以内（うち据置3年以内）
融 資 利 率	《固定金利》 5年以内 年1.2% 10年以内 年1.4% 《変動金利》 年1.2% (融資期間が3年を超えるものに限る)
担 保 及 び 償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによります
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとします
保 証 料 率	(セーフティネット保証4号の場合) 0.68~0.7% (セーフティネット保証5号の場合) 0.58~0.6%

※ [P44](#)に「申込方法」、「取扱金融機関」について掲載しております。

2. 業績向上応援貸付

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 業績向上応援貸付
融 資 対 象 者	北海道信用保証協会の「業績向上応援保証(※)」の対象となる中小企業者等 (※)「業績向上応援保証」は、経営改善の取組による業績伸長に伴う前向き資金、経営改善途上ながら効果が顕在化するまでの資金繰りを支える資金などの幅広いニーズに対して迅速に対応するための新たな保証制度です。
資 金 使 途	事業資金
融 資 金 額	3,000万円以内
融 資 期 間	10年以内（うち据置2年以内）
融 資 利 率	《固定金利》 5年以内 年1.2% 10年以内 年1.4% 《変動金利》 年1.2% (融資期間が3年を超えるものに限る)
担 保 及 び 償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによります
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付き（業績向上応援保証）とします
保 証 料 率	経営状況に応じ年0.40%~1.71% ※通常の保証料率から10%割引された料率となります。
取 扱 期 間	令和7年4月1日~令和8年3月31日

※ [P44](#)に「申込方法」、「取扱金融機関」について掲載しております。

3. 経営環境変化対応貸付・経営環境変化対応貸付【原料等高騰】

制 度 名	経営環境変化対応貸付	
		原料等高騰
融 資 対 象 者	1.最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ5%以上減少している方 2.最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高（生産高）が前々年度の売上高（生産高）に比べ減少している方 3.前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している方 4.最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している方	1.原料等価格の高騰の影響により、最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合（売上原価率等）が前年同期に比べ増加している方 2.原料等価格の高騰の影響により、原則として最近1か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの方 3.原料等価格の高騰の影響を受けており、省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を軽減する施設等を導入する方
資 金 使 途	事業資金	1・2：運転資金 3：設備資金
融 資 金 額	5,000万円以内	1億円以内
融 資 期 間	10年以内（うち据置期間2年以内）	
融 資 利 率	【固定金利】年1.4%～2.0% （融資期間によって異なります） 【変動金利】年1.4% （融資期間が3年を超える場合選択可）	【固定金利】年1.2%～1.4% （融資期間によって異なります） 【変動金利】年1.2% （融資期間が3年を超える場合選択可）
担 保 及 び 償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによります	
信 用 保 証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります	

※ P44に「申込方法」、「取扱金融機関」について掲載しております。

申込方法

借入を希望する場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて商工会議所・商工会へお申込みください。

なお、認定企業、業績向上応援貸付を利用される方については、金融機関への「直接申込み」が可能となっています。

【お申込みに必要な添付書類】

- 決算書2期分
※2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表
- 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- 見積書又は契約書（必要に応じ提出）
- 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定を受けた場合は認定書
- 道が定める調書

（注）金融機関及び保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

※ 中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、信用金庫、信用組合、道外本店銀行・農林中央金庫・商工組合中央金庫の道内支店、JA北海道信連

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課

TEL：011-204-5346 〈受付時間：平日 8：45～17：30〉

または各（総合）振興局の相談室まで

【借入金の返済が負担となっている事業者のみなさまへ】

道では、このたび借入金の返済が負担となっている事業者のみなさまに役立つ情報を掲載したWebページを開設しました。

Webページでは、返済条件の変更ができることなどを紹介しております。是非ご覧ください。

⇒詳しくはこちら(北海道ホームページ)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/119439.html>



小規模企業者等設備貸与制度

受付期間：通年実施

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが機械等の設備を購入し、申込企業に割賦販売またはリースします。

制度概要

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> 道内で事業を営む企業 ※原則全業種が対象（注1） 創業予定者 ※1ヶ月以内に事業開始又は2ヶ月以内に具体的な法人設立計画のある、事業を営んでいない個人 	
従 業 員 規 模	常時使用する従業員の数が50名以下（注2）	
対 象 設 備	道内に設置する生産・加工などに供する機械装置等で新品のもの（注3） ※中古設備は対象外	
限 度 額	100万円～1億円	
	割 賦	リ ー ス
支 払 期 間	最長10年 ※耐用年数以内、据置期間1年以内含（注4）	3年～10年 ※耐用年数により異なります（注5）
支 払 方 法	月賦又は半年賦払（応答月の5日）	毎月払（毎月5日）
利 率（年）・ リ ー ス 料 率（月）	1.8～2.0%（注6）	0.998%（10年）～2.955%（3年）
保 証 金	設備購入価格の5%（注7）	不要
前 納 金	設備購入価格の50%まで前納可能	不要
連 帯 保 証 人	原則代表者1名 ※個人事業主の場合、原則免除	
担 保	原則不要	

注1：反社会的勢力への取扱はできません。NPO、協同組合、社会福祉法人、医療法人等は対象となりません。風営法規制業種など対象外となる業種があります。

注2：常時使用する従業員が21名以上（商業およびサービス業は6名以上）の場合、次の制限があります。

①（借入制限）信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業部等を除く金融機関からの借入金残高合計が4億2000万円以下

②（利益制限）直近3年間の経常利益の平均額が3500万円以下

③（株主制限）発行株式等の1/3超を大企業が単独所有していない

注3：土地、建物、電気・配管工事、車輛登録諸費用（諸税含む）、単体が10万円未満のもの、中古設備等は対象外となります。

注4：元金支払は、月賦は設備引渡後6ヶ月目から、半年賦は設備引渡後12ヶ月目からの開始となります。

なお、初回元金支払前に一度利払日があります。

注5：設備の種類や使用形態等によっては、リースの取扱が出来ない場合があります。

リース設備の所有権はリース期間満了後に移転しません。

リース設備の継続利用を希望する場合は、1ヶ月分のリース料で1年間使用できる再リースを選択できます。

車両・重機等はリースの取扱ができません。

注6：一定の条件に該当する企業については、基準金利より最大▲0.1%の引き下げ（優遇金利）が可能な場合がございます。

詳しくは、当該センターまでお問い合わせください。（注8）

注7：保証金は、設備価格の5%を契約時に納入していただきます。お預かりした保証金は、割賦料の最終の支払から順次充当します。

注8：優遇金利適用および利子補給の額が年間予算に達した場合は、お申し込みを締め切ることがありますので、予めご承知おきください。

【お問合せ先】

北海道中小企業総合支援センター

TEL：011-232-2404 〈受付時間：平日9：00～17：00〉



プロフェッショナル人材センター

受付期間：通年実施

企業の課題解決に資するプロフェッショナル人材の確保を支援します。

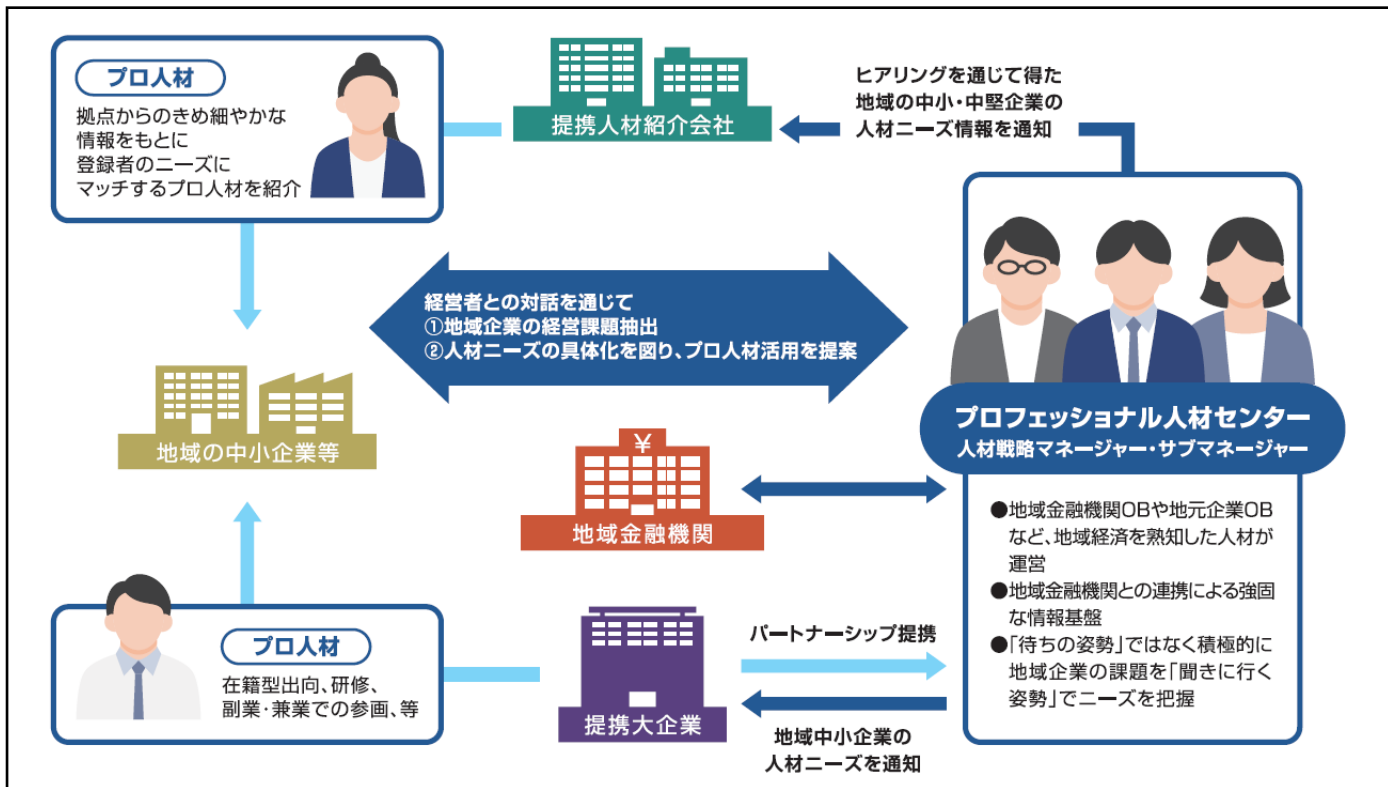
概要

プロフェッショナル人材センターは、プロフェッショナル人材の活用により地域企業の新事業展開や販路開拓、生産性向上等の取組を後押しすることを目的に、内閣府が全国各道府県に設置している人材戦略の拠点です。

北海道プロフェッショナル人材センターは、（公財）北海道中小企業総合支援センターが道から委託を受けて運営しており、地域金融機関をはじめとした関係機関と連携しながら道内企業の人材ニーズを把握し、民間人材ビジネス事業者等の協力を得て人材マッチングを支援します。

※ プロフェッショナル人材とは、新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材です。

事業イメージ



【お問合せ先】

北海道中小企業総合支援センター

TEL：011-232-2405 〈受付時間：平日 9：00～17：00〉



副業・兼業人材活用促進補助金

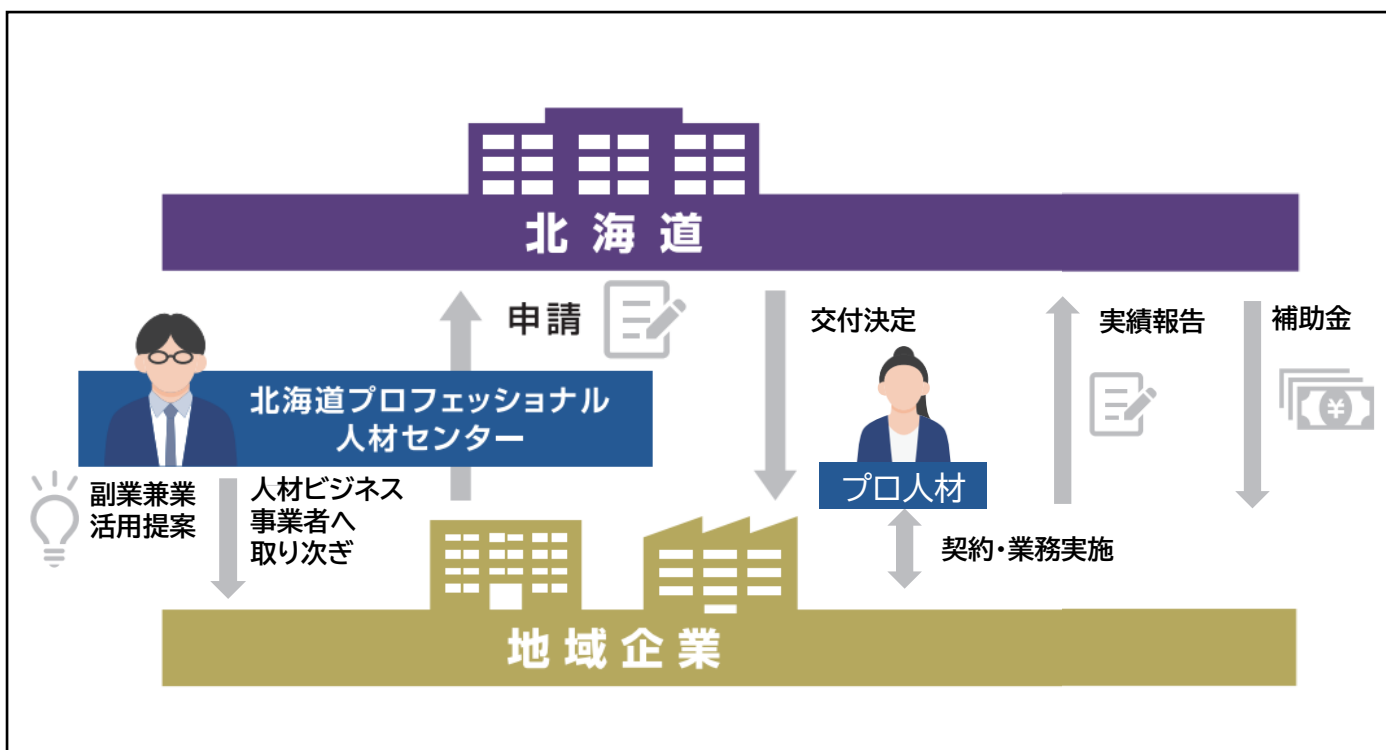
受付期間：R9.1.30まで

副業・兼業人材を活用しようとする地域企業に関連費用を支援します。

制度概要

対象企業	初めてプロフェッショナル人材センターを通じて副業・兼業人材を利用する道内企業等
対象事業	次のすべてを満たすもの。 ・北海道プロフェッショナル人材センターを通じて、初めて副業・兼業人材を受け入れること。 ・副業・兼業人材との契約期間が6か月以内であること。 ・専門的な知見やノウハウを必要としない、マニュアルに基づく定型的な業務や単純作業などでないこと。
対象経費	・登録人材ビジネス事業者へ支払う紹介手数料 ・副業・兼業人材に支払う報酬、交通費、旅費
補助率（上限額）	8/10（上限50万円）

実施フロー



【お問合せ先】

北海道中小企業総合支援センター

TEL：011-232-2405 〈受付時間：平日 9：00～17：00〉

ものづくり産業分野人材確保支援事業（専門家派遣・成功事例創出）

受付期間：R7年度実施分終了

ものづくり企業が生産性や品質向上、コスト低減、人材確保などの課題を解決するため、課題に対応した専門家を派遣します。

概要

本道企業の自動車関連産業や食関連機械産業等への参入を促進するため、大手自動車メーカーが求めるQCD（品質向上・コスト低減・納期短縮）対応力や、食品メーカーが求める品質管理や生産工程改善の企画提案力など、参入を目指す企業個々の課題に応じた専門家を派遣し、きめ細かに支援します。

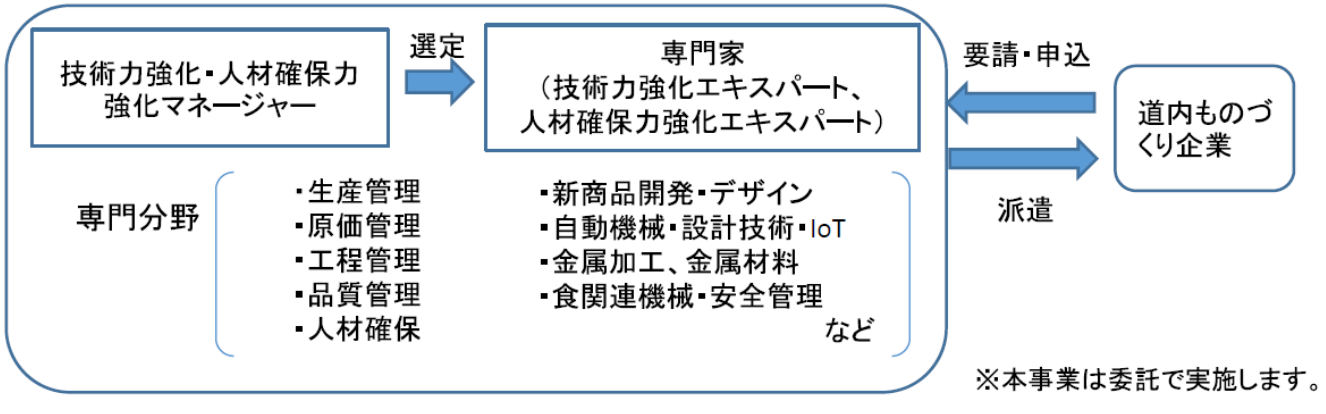
また、人手不足が進行している本道の状況を踏まえ、道内企業に専門家を派遣し、人手不足や定着に関する課題等の解決に向けた助言及び指導その他の必要な支援を行います。

対象者

技術力強化・人材確保力強化に積極的な道内のものづくり企業

実施スキーム

技術力強化・人材確保力強化支援チーム（受託者組織内）



費用

専門家の派遣に係る費用は無料です。

【お問合せ先】

北海道経済部産業振興局産業振興課

TEL：011-204-5323 〈受付時間：平日 8：45～17：30〉



地域活性化雇用創造プロジェクト（地プロ）事業に係る特例支給

受付期間：R10.3.31まで

地プロ事業に参加する事業主が所要の条件を満たした場合、国が指定する同意雇用開発促進地域等に限らず、地プロ実施地域として特例支給の対象となることができ、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて国が一定の金額を助成します。

制度概要

対象地域	※同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域等	
	空知	夕張市、芦別市、赤平市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
	石狩	石狩市（旧厚田郡厚田村、旧浜益郡浜益村の区域）、江別市、北広島市、新篠津村
	後志、胆振、日高	なし
	渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
	檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
	上川	富良野市、当麻町、比布町、愛別町、上川町、南富良野町、占冠村、幌加内町
	留萌	羽幌町（焼尻島、天売島の区域）
	宗谷	礼文町、利尻町、利尻富士町
	オホーツク	なし
	十勝	上士幌町、新得町、大樹町、広尾町、幕別町（旧広尾郡忠類村の区域）、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
	釧路	厚岸町（小島の区域）
	根室	なし

※指定地域：61市町村

【同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域】

→地域活性化雇用創造プロジェクト事業に参加すると道内全域に拡大

助成額	設置・整備に要した費用	対象労働者の数			
		3～4人	5～9人	10～19人	20人以上
※設備・整備に要した費用及び対象労働者の増加人数に応じて支給申請ごとに最大3回支給	300万円以上1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
	1,000万円以上3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
	3,000万円以上5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
	5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

特例支給	地プロ業種 上乘せ支給	<p>(例) 50万円/人 × 3人 = 150万円</p> <p>基本支給額（最大3回）に加え、初回のみ上乘せ支給を受けられます。 ※特例支給は、対象となる業種等の条件があります。 ※1事業所あたり20人が上乘せ支給の上限人数です。</p>
------	----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

留意事項	受給手続きなどの詳細は、雇用助成金さっぽろセンター（北海道労働局）、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）へご相談ください。
------	----------------------------------------------------------------

【お問合せ先】

北海道経済部労働政策局雇用労政課

TEL：011-204-5353 〈受付時間：平日 8：45～17：30〉



移住支援金対象求人就業マッチングサイト

受付期間：通年実施

移住支援金対象法人に登録した企業に対し、企業の求人等について、道が運営する求人サイトに掲載します。

制度概要

登 録 要 件	<p>①官公庁等ではないこと ※第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人は登録可</p> <p>②資本金10億円未満の法人であること ※ただし、資本金10億円以上の概ね50億円未満の法人の場合：所在する市町村の推薦が必要</p> <p>③資本金10億円未満の法人であっても、みなし大企業は不可 ※ただし、当該親会社が概ね50億円未満の法人の場合、求人予定のある事業所が所在する市町村の推薦があれば登録可能</p> <p>④本店所在地が東京圏以外の地域にあること (本店の所在が東京圏でも、求人の対象が道内市町村における勤務地限定型社員の場合は可)</p> <p>⑤雇用保険の適用事業主であること</p> <p>⑥風俗営業者でないこと</p> <p>⑦暴力団等と関係を有さないこと</p>	
支 給 要 件	<p>次の要件の全てに該当すること</p> <p>①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住or通勤</p> <p>②住民票を移す直前に1年以上、東京23区に在住or通勤 (※①②ともに、通勤の場合にあっては、東京・埼玉・千葉・神奈川県のいずれかに居住していた方)</p> <p>③ただし、東京23区内の大学に通学し、東京23区内に通勤していた方については、通学期間も対象期間となります(例: 川崎市・三鷹市に一人暮らし23区内の大学に4年間通学)</p>	
実 施 市 町 村	空 知	夕張市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、由仁町、長沼町、栗山町、浦臼町、月形町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、沼田町
	石 狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町
	後 志	小樽市、黒松内町、蘭越町、喜茂別町、京極町、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
	胆 振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
	日 高	平取町、新ひだか町、浦河町
	渡 島	函館市、松前町、福島町、知内町、木古内町、北斗市、七飯町、鹿部町、森町、長万部町
	檜 山	上ノ国町、厚沢部町
	上 川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町
	留 萌	留萌市、増毛町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町
	宗 谷	稚内市、猿払村、枝幸町、豊富町
	オホーツク	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、訓子府町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、西興部村、雄武町、大空町
	十 勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
	釧 路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
	根 室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

【お問合せ先】

北海道経済部労働政策局産業人材課

TEL：011-251-3896 〈受付時間：平日 8：45～17：30〉



漁業近代化資金

受付期間：通年実施

漁業者等の経営の近代化を目的に資本整備の高度化を図るため、金融機関が長期かつ低利の施設整備資金等を融資できるよう利子補給します。

制度概要

融 資 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業を営む個人、漁業生産組合、漁業を営む法人（※） （※）従業員数が300人以下、かつ使用漁船の合計総トン数が3,000トン以下の法人 ・ 水産加工業を営む個人、水産加工業を営む法人（※） （※）従業員数が300人以下、または資本金1億円以下の法人 ・ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合 ・ 水産振興公益法人（※）、協同会社（※）、特定の任意団体（※） （※）政令で定めるもの
資 金 使 途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船（総トン数130トン未満）の建造、取得又は改造 ・ 漁船漁具保管修理施設等の改良造成又は取得 ・ 漁場改良造成機具等の取得 ・ 漁具又は養殖施設の取得 ・ 水産動植物の種苗の購入又は育成 ・ 漁村環境整備施設の改良造成又は取得 ・ 農林水産大臣特認
融 資 限 度 額	9,000万円 ～ 12億円
融 資 期 間	5 ～ 20年以内（措置期間含む）
融 資 利 率	年2.50%
償 還 方 法	元本均等償還（年賦又は半年賦）
融 資 機 関	漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫

【お問合せ先】

最寄りの総合振興局又は振興局の水産課 〈 受付時間：平日 8：45 ～ 17：30 〉

電話番号（ダイヤルイン）

石狩：011-204-5841 後志：0136-23-1391 胆振：0143-24-9809

日高：0146-22-9321 渡島：0138-47-9481 檜山：0139-52-6551

留萌：0164-42-8469 宗谷：0162-33-2532 釧路：0154-43-9211

根室：0153-24-5691 十勝：0155-27-8609 オホーツク：0152-41-0654



沿岸漁業改善資金

受付期間：通年実施

沿岸漁業従事者等の経営改善等を図るため、水産業改良普及組織等と密接な連携のもと、必要な資金を無利子で融資します。

制度概要

融 資 対 象 者	<ul style="list-style-type: none">・沿岸漁業の従事者・沿岸漁業の従事者の組織する団体・沿岸漁業を営む会社で、その常時使用する従業員の数が20人以下のもの・認定中小企業者・促進事業者（六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画を実施するもの）
資 金 使 途	<ul style="list-style-type: none">・経営等改善資金・生活改善資金・青年儀業者等養成確保資金
融 資 限 度 額	10 ～ 5,000万円
融 資 期 間	2 ～ 12年（措置期間含む）
融 資 利 率	無利子
融 資 機 関	北海道（貸付・償還事務の一部を信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合に委託）

【お問合せ先】

最寄りの総合振興局又は振興局の水産課〈受付時間：平日 8：45～17：30〉

電話番号（ダイヤルイン）

石狩：011-204-5841 後志：0136-23-1391 胆振：0143-24-9809

日高：0146-22-9321 渡島：0138-47-9481 檜山：0139-52-6551

留萌：0164-42-8469 宗谷：0162-33-2532 釧路：0154-43-9211

根室：0153-24-5691 十勝：0155-27-8609 オホーツク：0152-41-0654



漁業振興資金

受付期間：通年実施

経営基盤の脆弱な主として20トン未満の漁船を使用する沿岸漁業者に対し、短期の低利な経営資金又は緊急資金の融通を円滑にするため、融資機関へ利子補給します。

制度概要

融 資 対 象 者	漁業協同組合の組合員（准組合員を含む）であって、主として総トン数20トン未満の漁船を使用する沿岸漁業者	
資 金 使 途	一般資金	特別資金
	<ul style="list-style-type: none"> ・着業に必要な経費 ・経営改善に必要な経費 (資源管理型漁業の促進に要するもの) (省経費型漁業への移行に要するもの) (経営安定型漁業の確立に要するもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策に必要な経費 ・クロマグロの資源管理に必要な経費
融 資 限 度 額	500万円（特認800万円） ただし秋さけ定置網漁業は2,000万円	500万円
融 資 利 率	年1.9%	年0.8%
融 資 期 間	1年以内	
融 資 機 関	漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会	

【お問合せ先】

最寄りの総合振興局又は振興局の水産課〈受付時間：平日 8：45～17：30〉

電話番号（ダイヤルイン）

石狩：011-204-5841 後志：0136-23-1391 胆振：0143-24-9809
 日高：0146-22-9321 渡島：0138-47-9481 檜山：0139-52-6551
 留萌：0164-42-8469 宗谷：0162-33-2532 釧路：0154-43-9211
 根室：0153-24-5691 十勝：0155-27-8609 オホーツク：0152-41-0654



水産加工振興資金

受付期間：通年実施

水産加工業者等の経営基盤の強化と事業の安定向上を促進するため、金融機関を通じ低利の運転資金を融資します。

制度概要

	原魚、加工資材共同購入資金及び製品共同販売資金	秋さけ加工促進資金	ほたてがい加工促進資金
融 資 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業協同組合 ・水産加工業協同組合 ・水産加工協同組合 ・北海道水産物加工協同組合連合会 	加工原魚として秋さけ・ほたてがいを使用する次の者で、ア及びイの要件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・水産加工業を営む者 ・漁業協同組合 ・水産加工業協同組合 ・北海道漁業協同組合連合会 ・水産加工協同組合 ・北海道水産物加工共同組合連合会 	
		ア 秋さけ・ほたてがいの購入量が直近事業年度に対し、おおむね4%以上の増加が見込めること。 ただし、全加工原魚の購入額に対する秋さけ・ほたてがい購入額の割合が、75%を超える者は直近事業年度の秋さけ・ほたてがい購入量を下回らないことが見込めること。 イ 加工原魚となる秋さけ・ほたてがいが北海道産であること。	
資 金 使 途	<ul style="list-style-type: none"> ・融資対象者が加工原魚又は加工資材を所属組合員及び会員に供給するために必要とする資金 ・融資対象者が所属組合員及び会員の製品を集荷して販売するために必要とする資金 ・加工連については所属会員に上記の資金を貸し付ける資金を含む 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資対象者が秋さけを加工するために必要とする原魚、加工資材の購入に要する資金及びその製品の販売に要する資金 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資対象者がほたてがいを加工するために必要とする原魚、加工資材の購入に要する資金及びその製品の販売に要する資金
融 資 限 度 額	1 融資対象者当り (平残額) 7,000万円 (特認) 12,000万円	1 融資対象者当り (平残額) 12,000万円	1 融資対象者当り (平残額) 12,000万円
融 資 期 間	1 年以内		
融 資 利 率	年1.6%		
融 資 機 関	信漁連、商工中金、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合及び漁業協同組合 (漁業協同組合は秋さけ加工促進資金及びほたてがい加工促進資金に限る)		

【お問合せ先】

最寄りの総合振興局又は振興局の水産課 く 受付時間：平日 8：45～17：30

石狩：011-204-5841 後志：0136-23-1391 胆振：0143-24-9809
 日高：0146-22-9321 渡島：0138-47-9481 檜山：0139-52-6551
 留萌：0164-42-8469 宗谷：0162-33-2532 釧路：0154-43-9211
 根室：0153-24-5691 十勝：0155-27-8609 オホーツク：0152-41-0654



漁業経営維持安定資金

受付期間：通年実施

漁業経営の維持が困難となっている中小漁業者に対し、延滞・固定化した債務等を整理するため、金融機関が低利で融資できるよう利子補給します。

制度概要

<p>融 資 対 象 者</p>	<p>固定化債務等を有しているため漁業経営の維持が困難となっている中小漁業者であって、次のいずれかの要件に該当し、漁業経営再建計画について知事の認定を受けた者。</p> <p>(漁家経営)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本資金の融通によって、負債整理を行うことが必要と認められる者 <p>(企業経営)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 直近3か年漁業収支が、通算して損失となっている者 • 自己資本不足比率が、0.1以上の者 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> $\text{自己資本不足比率} = \frac{\text{固定資産} - (\text{自己資本} + \text{固定負債})}{\text{固定資産}}$ </div>
<p>資 金 使 途</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 返済期到来後未返済となっている債務 • 返済期末到来の債務のうち、期限延長、借換え等により実質的に延滞ないし固定化しているとみなされる債務 • 賃金、退職金の未払債務 • 金融機関以外の者からの借入金 • 漁業（漁業関連事業を含む）に関する債務について引き受けた保証債務又は連帯債務であって、主たる債務者又は他の連帯債務者の倒産等により履行を必要とされているもの及びその履行により生じた債務 • 北海道漁家負債整理対策実施要領（昭和49年8月19日水経第415号北海道水産部長通達）に基づく借入金 • その他知事が漁業経営の再建を図るために整理が特に必要であると認めた債務 <p>※東日本大震災被害漁業者にあっては、上記規定にかかわらず、返済期末到来の借入金及び事業未払い金を整理対象債務とする事ができる。</p>
<p>融 資 限 度 額</p>	<p>4,000万円～4億円（特認あり）</p>
<p>融 資 期 間</p>	<p>10年以内（特認15年以内）</p>
<p>融 資 利 率</p>	<p>【遠洋】年2.95% 【その他の業種】年2.50%</p>
<p>償 還 方 法</p>	<p>元本均等償還</p>
<p>融 資 機 関</p>	<p>漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫</p>

【お問合せ先】

最寄りの総合振興局又は振興局の水産課〈受付時間：平日8:45～17:30〉

電話番号（ダイヤルイン）

石狩：011-204-5841 後志：0136-23-1391 胆振：0143-24-9809

日高：0146-22-9321 渡島：0138-47-9481 檜山：0139-52-6551

留萌：0164-42-8469 宗谷：0162-33-2532 釧路：0154-43-9211

根室：0153-24-5691 十勝：0155-27-8609 オホーツク：0152-41-0654



林業・木材産業経営力向上特別対策事業

受付期間：R8.4月上旬まで

素材生産事業者の原木供給力強化に向けた先進的な林業機械の導入や、製材事業者等の経営力強化に向けた労働環境改善に資する機械器具等の導入に必要な経費を支援します。

制度概要

対象者	素材生産事業者		
補助対象	ハーベスタ	ICTハーベスタ	フェラーバンチャ
	立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした木材の集積作業を一貫して行う機械 	左記のハーベスタに、太さ・長さの自動計測などの機能が追加されたハーベスタ 	立木を伐倒し、伐倒した木材を集積する機械 
補助率	1/3以内	1/3以内	1/3以内
対象者	製材事業者等		
補助対象	空調機器等		
	製材工場等で働く工員の労働環境改善のために設置する空調機器等 		
補助率	1/3以内		

【お問合せ先】

最寄りの総合振興局又は振興局の林務課林産担当〈受付時間：平日 8：45～17：30〉

電話番号（ダイヤルイン）

空知：0126-20-0070 石狩：011-797-0158 後志：0136-23-1387

胆振：0143-24-9808 日高：0146-22-9313 渡島：0138-47-9471

檜山：0139-52-6541 上川：0166-46-5953 留萌：0164-42-8117

宗谷：0162-33-2934 釧路：0154-43-9208 根室：0153-24-6845

十勝：0155-26-9054 オホーツク：0152-41-0648



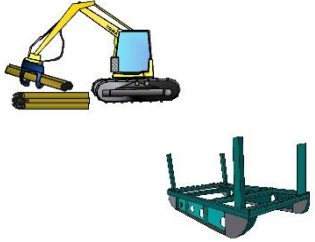


林業労働環境整備事業

受付期間：通年実施

林業事業者の労働環境を改善するための安全確保装備の導入等に必要な経費を支援します。

制度概要

	安全衛生確保設備	休憩施設	機具・装備等の開発・改良
助 成 対 象	<p>安全確保、労働負荷軽減に資するもの (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェーンソーブーツ ・安全ズボン ・熊撃退スプレー (練習用含む) ・ファン付き作業服・クールベスト 	<p>移動式休憩施設 (自走式又は牽引式で、次のうち2つ以上装備されているもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床上げカーペット敷等の休憩施設 ・トイレ設備 ・シャワー設備 ・冷蔵庫、電子レンジ等の簡易炊事設備 <p>固定式休憩施設 (移動式ではない、休憩設備やトイレ設備を備えた施設)</p> 	<p>作業システムの改善とともに行うもの (例)</p> <p>「トラクタ集材」から「鉄製そり+グラップル」による集材システムに変更するための「鉄製そり」の改良</p> 
対 象 者	北海道登録林業事業者かつリスクアセスメント導入事業者	林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく、雇用管理の改善及び事業の合理化措置計画の「認定事業者」	林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく、雇用管理の改善及び事業の合理化措置計画の「認定事業者」
補 助 率	1/2以内 (購入のために必要な経費の1/2以内)	1/2以内 (休憩施設の購入及び装備に必要な経費の1/2以内)	1/2以内 (機具・装備の開発・改良に必要な経費及び講師の検証等旅費の1/2以内)

【お問合せ先】

最寄りの総合振興局又は振興局の林務課林務係〈受付時間：平日 8:45～17:30〉

電話番号（ダイヤルイン）

空知：0126-20-0070 石狩：011-204-5836 後志：0136-23-1381

胆振：0143-24-9801 日高：0146-22-9313 渡島：0138-47-9471

檜山：0139-52-6541 上川：0166-46-5951 留萌：0164-42-8456

宗谷：0162-33-6677 釧路：0154-43-9201 根室：0153-24-5639

十勝：0155-27-8604 オホーツク：0152-41-0646



農業近代化資金

受付期間：通年実施

農業者等の経営の近代化を目的に、金融機関が長期かつ低利な資金を融通できるよう利子補給します。

制度概要

融 資 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業を営む者 ・ 農業協同組合 ・ 農業協同組合連合会 ・ 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人（農業を営む者を除く。） 		
資 金 使 途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建構築物等造成資金 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金 ・ 果樹等植栽育成資金 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金 ・ 家畜購入育成資金 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金 ・ 小土地改良資金 事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金 ・ 長期運転資金 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に要する資金 ・ 農村環境整備資金 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設の改良、造成又は取得に要する資金 ・ 特認資金 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金、農業者が居住する住宅の改良造成又は取得に要する資金、水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金 		
融 資 限 度 額 等	対 象	限 度 額	融 資 率
	個人	1,800万円 (知事特認 2億円)	認定農業者（個人） 100/100 上記以外 80/100
	法人（任意団体含む）	2億円	認定農業者（法人） 100/100 集落営農組織 100/100 (3,600万円まで) 上記以外 80/100
	農業参入法人	1億5,000万円	80/100
	農協等	15億円	80/100
融 資 期 間	7～20年以内（措置期間：2～7年以内）		
融 資 利 率	年2.10%（認定事業者：1.25～1.95%）		

【お問合せ先】

北海道農政部農業経営局農業経営課

TEL：011-204-5387 〈受付時間：平日 8：45～17：30〉



道民・道内事業者 支援ガイドブック
2026.3.25 時点版

発行 北 海 道
編集 北海道経済部経済企画局経済企画課
電話 (011) 204-5308
FAX (011) 232-1104
